商品概要説明書

スーパー定期貯金＜単利型＞

（令和８年４月１日現在）

1.商 品 名 （愛称）	・スーパー定期貯金＜単利型＞ （愛称：スーパー定期）
2.ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
3.期　間	・定型方式 １か月、２か月、３か月、６か月、１年、２年、３年、４年、５年、 ７年、10 年 ・期日指定方式 １か月超５年未満 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
4.預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括預入 ・１円以上 ・１円単位
5.払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6.利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	 ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・預入期間２年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間２年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第４位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を１円として１年を 365 日とする日割計算をします。 ・個人のお客さまは 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
7.手 数 料	―
8.付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率） ・預入期間２年のものは中間払利息を定期貯金とすることができます。 ・個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてＪＡバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
9.中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （１）　約定した預入期間が１か月以上２年以下の場合 ①　６か月未満　　解約日における普通貯金利率 ②　６か月以上１年未満　　約定利率×50% ③　１年以上２年未満　　約定利率×70% ただし、②および③の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 （２）約定した預入期間が２年超３年以下の場合

	①　６か月未満　　解約日における普通貯金利率 ②　６か月以上１年未満　　約定利率×20％ ③　１年以上１年６か月未満　　約定利率×30％ ④　１年６か月以上２年未満　　約定利率×40％ ⑤　２年以上２年６か月未満　　約定利率×60％ ⑥　２年６か月以上３年未満　　約定利率×80％ ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 （３）約定した預入期間が３年超４年以下の場合 ①　６か月未満　　解約日における普通貯金利率 ②　６か月以上１年未満　　約定利率×10％ ③　１年以上２年未満　　約定利率×20％ ④　２年以上２年６か月未満　　約定利率×30％ ⑤　２年６か月以上３年未満　　約定利率×40％ ⑥　３年以上４年未満　　約定利率×80％ ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 （４）約定した預入期間が４年超５年以下の場合 ①　６か月未満　　解約日における普通貯金利率 ②　６か月以上１年６か月未満　　約定利率×10％ ③　１年６か月以上２年６か月未満　　約定利率×20％ ④　２年６か月以上３年未満　　約定利率×30％ ⑤　３年以上４年未満　　約定利率×40％ ⑥　４年以上５年未満　　約定利率×80％ ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 （５）約定した預入期間が７年の場合 ①　１年未満　　解約日における普通貯金利率 ②　１年以上２年未満　　約定利率×10％ ③　２年以上３年未満　　約定利率×20％ ④　３年以上４年未満　　約定利率×30％ ⑤　４年以上５年未満　　約定利率×50％ ⑥　５年以上６年未満　　約定利率×60％ ⑦　６年以上７年未満　　約定利率×80％ ただし、②から⑦までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 （６）約定した預入期間が 10 年の場合 ①　１年未満　　解約日における普通貯金利率 ②　１年以上３年未満　　約定利率×10％ ③　３年以上４年未満　　約定利率×20％ ④　４年以上５年未満　　約定利率×30％ ⑤　５年以上６年未満　　約定利率×40％ ⑥　６年以上７年未満　　約定利率×50％ ⑦　７年以上８年未満　　約定利率×60％ ⑧　８年以上９年未満　　約定利率×70％ ⑨　９年以上 10 年未満　　約定利率×80％ ただし、②から⑨までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
10. 貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店または当ＪＡ本店設置の苦情等受付窓口にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。
	・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ本店設置の苦情等受付窓口またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会本会　（電話：０５２－２０３－１７７７） 愛知県弁護士会西三河支部（電話：０５６４－５４－９４４９）
12. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。